

# 自治公民館のエアコンや 照明器具の省エネ機器への入替を補助します。

期間延長しました！

## 1. 事業内容

- 自治公民館に空調機等の省エネルギー機器の導入を行う自治会に対し、整備に係る費用の一部を補助します。

## 2. 概要

補助対象者	市内において自治公民館の空調機等の省エネルギー化改修を行う自治会		
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設の「エアコン」・「照明器具」を省エネ機器に<b>入替える事業</b>で機器導入、設置工事費、処分費等を補助対象とする。</li> <li>最低事業費は10万円とする。</li> </ul>		
	照明器具	エアコン	
	<p><b>非LEDからLEDへの入替</b>えのみを対象とする。</p> <p>※新たに設置する機器が下記の省エネ基準のいずれかを満たしていること</p> <p>(1)経済産業省資源エネルギー庁の定める「統一省エネラベル」の<b>星が2以上</b>であること</p> <p>(2)製品の<b>固有エネルギー消費効率</b>が<b>50 lm/W 以上</b>であること</p>	<p>※新たに設置する機器が下記の省エネ基準を満たしていること</p> <p>(1)経済産業省資源エネルギー庁の定める「統一省エネラベル」の<b>星が2以上</b>であること</p> <p>(2)業務用パッケージエアコンは、「<b>2015年度省エネ目標基準達成商品</b>」又は「<b>グリーン購入法調達基準適合商品</b>」であること</p>	
交付額	事業内容	補助上限額	補助率
	既設の機器を省エネ機器に入替えるもの	<b>20万円</b>	かかった経費の1/2 (1,000円未満切り捨て)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置工事を行う前に、補助金交付申請書を提出する必要があります。(交付決定前に着手した場合は対象外です)</li> <li>令和7年2月末までに購入・設置工事まで完了し、実績報告を提出してください。</li> <li>申請総額が予算に達し次第、受付終了となります。</li> <li>申請内容に変更があった場合、「補助金変更承認申請書」の提出が必要な場合があります。</li> <li>当該事業については、佐賀市内企業との契約にご協力ください。</li> </ul>		



【問い合わせ】  
 佐賀市公民館支援課 施設整備係 松尾、糸山、本田  
 〒840-0826 住所：佐賀市白山二丁目1-12 佐賀商工ビル7F  
 TEL：40-7366

## 補助金交付までの流れ

### 交付申請

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 見積書
- ・ パンフ・カタログなど補助要件を確認することのできる書類
- ・ 現況写真 等

交付決定  
通知書

### 実績報告

- ・ 実績報告書
- ・ 事業決算書
- ・ 領収書・請求書の写し
- ・ 事業完了後の写真 等

確定  
通知書

機器導入から20日以内または  
令和7年2月28日の早い日

**交付決定前の着手は不可です。**

**交付申請から変更があれば  
事前に相談してください。**

### 請求

- ・ 請求書
- ・ 通帳の写し

## 主なQ&A

Q1. ネット販売で対象機器を購入した場合、補助対象となりますか。

A. 補助対象となります。(ネット販売の場合でも、見積書や領収書等が必要となります。極力市内業者への発注をお願いします。)

Q2. 既存機器の廃棄証明は必要ですか。

A. 提出は求めません。関係法令に則り自治会または業者で適切に処分してください。(※家電リサイクル法、産業廃棄物処理法、フロン排出抑制法など)

Q3. 「省エネラベルが☆2以上」であるかどうか確認するにはどうしたらいいですか。

A. 販売店舗やメーカーにご確認ください。もしくは、省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp>) にて、ご確認ください。

Q4. 昨年、この補助金で照明器具を整備しました。新たにエアコンを入替えたいのですが、申請できますか。

A. 前回申請した器具と別の種類(照明器具⇒エアコン、エアコン⇒照明器具)であれば、申請可能です。

Q5. 申請書を郵送で提出することは可能ですか。

A. 可能です。送付書類に不備や不足がないことをご確認ください。